



回 覧												



**「たき火※・枯れ草焼き」
火災多発！！**

※たき火とは、暖をとるだけでなく、焼却など、火を焚く行為をさします。

過去5年間のたき火・枯れ草焼きが起因した火災件数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 (8月11日時点)
火災件数	22件	37件	52件	42件	35件
たき火 枯れ草焼き が起因した もの	3件 (14%)	16件 (43%)	14件 (27%)	16件 (38%)	19件 (54%)
死者数	1名	0名	0名	0名	3名

たき火・枯れ草焼きからの火災で、今年はすでに3名の方が亡くなっています。

令和7年、福知山市では、「たき火・枯れ草焼き」に起因する火災が急増しており、7月末時点で例年の年間件数を上回りました。その火災のほとんどが、乾燥注意報や火災気象通報の発表時に発生しています。

**空気が乾燥した日、風の強い日、火災気象通報が
発表されたときに「たき火・枯れ草焼き」はしない。**

**“あっという間に燃え広がります”
非常に危険！**



「ごみの野焼き（野外焼却）」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により原則禁止（例外※を除く）されています。違反すると「5年以下の懲役、もしくは1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金またはその両方」が科せられます。絶対にしないでください。

ごみは、指定ごみ袋（家庭から出るごみに限る）に入れてごみステーションに出すか、分別して直接環境パークに持ち込んで処分（有料）してください。

※一部例外：災害の予防・応急対策または復旧のために必要な焼却、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うための焼却、農業・林業・漁業を営むためのやむを得ない焼却（害虫駆除等を目的として5人以上で行う面的な火入れ※）、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって機微なもの。

（※）事前の許可申請が必要です。（窓口：農林整備課24-7081）

一部例外の焼却であっても、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」は、前日までに「目的、日時、責任者、内容等」について最寄りの消防署へ届出（口頭及びその他の文章でも受付可能）してください。

福知山消防署予防課（TEL23-5119）

福知山消防署東分署（TEL27-0119）

福知山消防署北分署（TEL33-0119）

上記の届出によりごみの野焼き（野外焼却）が合法化されるものではありません。本届出は消防機関が把握していなければ、市民が火災と誤認することによって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれを避けるため、行為者に届出義務を規定したものです。

火災から大切な生命、身体、財産を守るため、火災の発生しない環境づくりにご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

福知山消防署予防課 TEL 23-5119
福知山市生活環境課 TEL 22-1827